

令和4年12月5日開催

第30回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

## 第30回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月5日(月)午後1時27分から午後3時11分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第171会議室

3 出席委員(22人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	16番	石川 大輔
17番	加藤 精一	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	23番	新井 元
24番	堀越 良和	25番	吉田 春美

4 欠席委員(2人) 15番 永井 保伸 22番 飯野 利貞

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主事	新井 諒

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱  
に関する規程の一部改正について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受  
理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受  
理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決  
処分について

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、第30回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、そして、事務局の職員の皆様、こんにちは。今日は30回の農業委員会総会ということで、総会としては今年最後ということになります。お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、先日の事前協議、自分はちょっと全国農業委員会会長代表者集会ということで、そちらへ行きましたので、欠席させていただきましたが、いろいろ意見も出たようで、時間も随分かかったなんて、そんな報告もいただきました。今日は、そんな意見も参考にしながら審議をしていただきたいと思います。

さて、農業関係もいろいろ大変で、今議会のほうでも補正予算ということで、農業者に10万の支援金を交付ということで、皆さん、広報高崎を見たと思うのですけれども、載っていたと思うのです。農業収入のある方とか、申請書類が随分いろいろ細かくあったけれども、細かい詳細については、また担当より聞いて皆さんにご報告したいと思います。

そういうことで、今年も師走ということで、残り少なくなりました。農業委員さんには今月まだあるのですよね、26、27、28。最後になって連日出向してもらわなくてはならないのです。皆さんには本当に暮れの忙しいとき申し訳ございませんけれども、出席をしていただきたいと思います。

そういうことで、今日の30回の総会、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第30回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席が議席番号15番、永井保伸委員並びに22番、飯野利貞委員の2名が欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員24名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号11番、山田孝夫委員及び17番、加藤精一委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。また、書記は、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、お願いいたします。

それでは、早速、議事進行に移ります。

まず初めに、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は露天資材置場でございます。令和4年6月22日許可、高農委指令第1142号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、河川法による利用制限があるためとのことでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。令和4年10月24日許可、高農委指令第1369号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、売買から地上権設定へ変更するためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー19が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。令和4年10月24日許可、高農委指令第1370号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、売買から地上権設定へ変更するためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー20が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は事務用地でございます。平成26年11月25日許可、高農委指令第1382号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は贈与、転用目的は車庫物置用地でございます。昭和56年1月21日許可、第97号でございました。変更の理由につきましては、車庫物置を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー21が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。令和元年6月24日許可、高農委指令第1169号でございました。変更の理由につきましては、建築計画が変更となったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請及び住宅敷地の一部として一体利用を計画している土地の5条許可申請が提出されておまして、議案書15ページ、議案第4号ナンバー8と議案書27ページ、議案第5号ナンバー46が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更についての説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

皆さんから異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和5年1月22日から令和8年1月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

3番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を兄より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番は、取下げでお願いいたします。こちらの案件につきましては、先月の総会にて計画の見直しを行うため保留とさせていただいた案件でございます。その後、申請人より事業計画が整わないため取り下げたいとの申出がございましたので、12番は取下げでお願いいたします。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、続くナンバー16の譲受人が同一のため関連案件とさせていただきます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上

権を設定したいという申請でございます。また、設定期間につきましては、令和4年12月22日から令和7年12月22日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号ナンバー48が関連案件でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー13の譲受人が同一のため関連案件とさせていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取下げ1件を除く15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今、事務局からの説明が終わりましたがけれども、16件あって1件が取下げ、12番、取下げという説明がございました。ということで、12番を除きまして、これより審議に入ります。質疑をお願いいたします。

○17番加藤委員 すみません。

○会長 はい。

○17番加藤委員 12番の取下げの件なのですけれども、前回の事前協議でいろいろ話が出まして、隣接地の同意が取れないとかいう、私ども話聞くと、地元では何かいろいろ問題があったらしいのだけれども、今日の取下げ理由は事業計画が変更になったということで今言われたのですけれども、これは流れる的にはどうなのですか。一応前回の事前協議でいろいろ問題が出ていたのですよね。

○会長 今の質問。

事務局。

○事務局 それでは、各委員さんのご指摘いただいているのですけれども、前回の北部事前協議で近隣の畜産農家さんが、その営農型太陽光パネルを設置することをあまりよく思っていないという意見があって、そこら辺の話を皆様にもお伺いして、その後、事務局のほうでも再度いろいろな方に聞いたのですけれども、結論としては地権者さんの3条、10ページの12番の相続人ではないほうの地権者さん、その方がやっぱり近隣の付き合いというのですか、畜産農家さんとの距離も比較的近いと。太陽光の設置についてもめたくはないという意向がございまして、もめるぐらいだったら、自分はこの申請人に貸さないという意見があったのです。貸さないということは、当然、申請人も事業ができなくなってしまうので、まず第一にお互いが納得いく形で申請いただくと。そうすれば、地権者としても何も問題はないと、喜んで貸す。ただし、畜産農家さんがその太陽光を設置することに対して不満だったり、何か考えがあって、そこら辺を解決しない限りは、今回のこの事業計画



ができないのかなと。そういった意味で変更という言葉を使わせていただいております。

以上です。

○17番加藤委員 はい。そうすると、申請人がいろいろどんどん事業を拡大するみたいに。こういった太陽光もこれから出てきますけれども、やはり近隣の同意をもらうということを確認する方向でいくのですか。

○事務局 大前提として、申請人も隣接地権者に、そういった方に話はさせていただいているのですが、その理由というのですか、どうして駄目なのかというところがポイントになってきていて、例えば何か個人的な理由でその事業を反対するだとか、そういったところになってくると、事務局としても、あくまでもその判断基準、許可要件があるわけで、その許可要件とは全然関係ない部分で申請を取り下げるということはできない。極端な話、裁判とかそういったところになってくるので。なので、あくまでも、その方たちが、例えば営農をしていくに当たって何か問題が出てきってしまうとか、そういった話であれば、申請人も強引に申請を進めるとか、そういったことはしないで事務局のほうに相談が来て、要はどういったことを農家さんが心配しているのか。それで解決する手段としては何かあるのか。いろいろ手探りでひも解きながら慎重に進めていこうという話はしております。当然、申請人も必要以上にもめたくないというのは当たり前のことなので、今回の件についても、強行に進めても、いいことは何もないという話をさせていただき、取下げという格好で今回は決着しております。

以上です。

○17番加藤委員 これからも、いろんな問題が出てきて、正式に反対だ、反対だなんていう声も後から聞いたり何かしている場合もあると思うのです。だから、なかなかこういう事業も理解をしてもらって進めているということでやってもらわないと、後で問題が起きたら困るので。

○事務局 そうですね。

○17番加藤委員 はい。その辺は少し気をつけていただきたいと思います。

○事務局 はい、承知いたしました。

○17番加藤委員 以上です。

○会長 近隣の方に同意をもらって事業を進めるというのがやっぱり、後になっていろいろトラブル起こされたのでは、また困るし。そんなのでご理解いただければと。

ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 では、12番を除いて、それ以外の議案について異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番は取下げでお願いいたします。

2番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地144.73平米と一体利用の申請でございます。

3番 通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。また、次のナンバー4が一体利用地の関連案件でございます。

4番 通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。また、さきのナンバー3が一体利用地の関連案件でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和4年12月22日から令和14年12月21日までの10年間の申請でございます。また、次のナンバー7の申請人が同一のため関連案件とさせていただきます。

7番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和4年12月22日から令和14年12月21日までの10年間の申請でございます。また、さきのナンバー6が関連案件でございます。

8番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請と、議案書27ページ、議案第5号ナンバー46の5条許可申請が関連案件でございます。

9番 申請地に農畜産物販売施設及び漬物製造施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、取下げ1件を除く8件でございます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。そういうことで、1番が取下げということで説明がございました。

1番を除き、これより審議に入ります。この6番と7番は、最初、これは始めたのは3年前だけ。

○事務局 2年前ぐらいです。

○会長 2年前。

○事務局 はい。

○会長 そのときは、まだ認定農業者になっていなかったのか。

○事務局 このときは違います。

○会長 なっていなかったのだよね。

○事務局 はい。

○会長 それで認定を取って、今回10年ということで。

皆さんからご質問等なければ、これは許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用の申請でございます。転用期間が定められております。令和5年1月22日から令和8年1月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第3号ナンバー2が関連案件でございます。

なお、こちらの5条許可申請の審議は関連案件であります地上権設定の3条申請と併せてご審議

いただければと思います。その結果につきまして、どちらか一方のみが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

譲受法人は、太陽光発電システム事業、農業経営を行う県外の法人でございまして、市内では本申請地のみですが、前橋市でも同様の営農型の太陽光発電事業を行っておりまして、そちらも合わせますと約5反の経営農地がございまして、本申請地は、昨年4回目の更新申請の許可を受けましたが、栽培しているキウイフルーツの生育状況が芳しくなかったことから、1年後の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかということで1年間での許可を受け、今回更新申請の時期となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございまして、図面を横にして御覧いただきたいと思っております。図面中央にございまして下のほうの丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございまして、上の丸で囲まれた高崎市立北部小学校から南に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございまして、図面左側の斜線の箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては、農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございまして、図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧ください。図面中央の865—1の畑1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と西が公衆用道路、東側が宅地、南が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございまして、図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが既に設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.31平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は47キロワットでございます。また、太陽光パネルの下の農地には図面では16本となっておりますが、実際にはキウイフルーツの木が27本植えられております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの平面図、6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.5メートル、このタイプの太陽光パネルが約5.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目以降が営農計画書でございまして、下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きキウイフルーツでございます。

次のページを御覧いただきまして、こちらは年間の営農計画でございまして、記載のありますとおり、4月の芽かきから始まり、人工授粉、追肥、摘果等を行いまして、11月に収穫を行う計画です。次年度以降につきましても、同様に行う予定です。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては7年、そのうち本申請地に作付しておりますキウイフルーツにつきましては6年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、キウイフルーツは生育日照時間が3から4時間の確保で生育するため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.5メートル、間隔も5.5メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書下部に記載のとおりでございますが、こちらは農林水産省の統計資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、本年度に関しては1,300個ほど収穫できたとのことで伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは今年の10月頃のキウイフルーツの成長を記録した写真とのことでございまして、現在は少し状況が異なっております。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告に入ります。今回は第1班が調査となっております。

それでは、調査班長の松田健委員から報告をお願いいたします。

○21番松田委員 事前調査報告、第1班班長、松田健。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名の出席でした。

質問1 提出された写真を見ると、昨年よりも粒が大きくなったように感じます。今年は何のくらいの収量でしたか。

回答 昨年より大ぶりのものがあり、収量についても昨年と比較すると4倍程度の実を収穫することができました。

質問2 病害虫は発生しましたか。

回答 特にそういった被害もなく、順調に栽培することができました。

質問3 申請地の西側が空いているのでそちらに枝を伸ばすことができると感じました。パネルもなく日がよく当たるので、収量を増加させることができると思います。

回答 分かりました。次回から試してみようと思います。

質問4 収穫したキウイフルーツはどのようにして販売するのですか。また、販路は決まっていますか。

回答 青果ではなく、ドライフルーツに加工し、販売しようと考えています。商品として販売できるよう試行錯誤を重ねていきたいと思えます。

質問5 着実に収量が増加しているようですが、営農をするに当たって工夫していることや意識していることはありますか。

回答 当初使用していた防草シートを剥がし、定期的にハンマーナイフで除草作業を実施しています。また、吉田委員にいただいたアドバイスどおりに、栽培に当たってのポイントを押さえながら営農を進めています。

質問6 肥料をもう少し追加することで、さらに土壌がよくなり、収量の増加につながると思いますので、ぜひ試してみてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

では、事務局からちょっと何か報告があるそうです。

○事務局 前回の南部事前協議において、一時転用期間の年数について大分協議されました。一応、皆様、農業委員さん、推進委員さんの意見については、整理すると、まず1年で引き続き様子を見るべきだよといった意見としては、現状として収量がまだまだ足りていないと。あと、下部の指摘事項も実行されていない。下部の指摘事項というのは、以前もどうやら西側の空きスペースの有効利用だったり、肥料のこと。そういったことを指摘していたようなのですが、どちらも実行されていないと。あと、それ以外の意見として営農型太陽光なので、販路も含めて営農型、営農だろうと。販売先なども確実に定まった状態が理想ではないかと、そういった意見がありました。

もう一つ目の意見、3年が適切に営農される見込みがある。そういった意見がございました。概要としては、収量自体は足りていないのだけれども、年々確実に増加している。あとは、その申請者さんが真面目に取り組んでいる。3年にすることで適切な営農が損なわれる、そういったことはないだろうといった考え方に基づくものです。

そうではなくて、2年間。それぞれの意見を踏まえて、2年間、意見のベースとしては3年間と同様だと思うのですけれども、資料だったり、皆さんの話を聞く限り、3年と判断するのも早いと感じる。そういったところがございました。

今回、こういった1年、3年、2年、そこら辺の意見を踏まえて、今回のこの農業委員会総会の場において慎重審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 今、事務局からの説明がございました。先日の事前協議で委員さんからいろんな意見が出て、その意見を考慮しながら決定したいと思えます。

それでは、何か意見がございましたら。なかなか、ああいう日照時間の短いところでキウイフル

一つの木がどんどん、どんどん伸びるという、ちょっとひなたから比べれば伸びが内端だと。そういうあれもあると思います。今の事務局の説明ございましたけれども、それを参考にしながら意見を出してください。どちらにしても、何年ということのをこれ決定をしないでならないので、3年ということに、1年ということに、中間を取って2年ということにいろいろ考えは人それぞれ違いますけれども、みんながそれでいいのではないかとということで決定していただきたいと思います。

何か意見を出してもらわないと、私が決めてしまうわけにいかないなので、意見出してください。お願いします。

○5番寺崎委員 5番、寺崎です。この件につきまして、もう6年目ということなのですが、キウイフルーツの木の方も大分大きくなったとか、太くなったとか。毎年、毎年種を植えて作付するのは違って、キウイフルーツの木自体が大分できてきたかなというふうにも思ったので、私の意見としてはこの前の事前協議のときに2年でどうですかという話もしました。1年という話の中には収量が少ないとか、そういう話もありましたけれども、東京から通ってきて授粉の時期がちょっとずれてしまったりとか、管理もちょっと行き届かないところもあろうかと思えますけれども、木のほうとか営農に関してとか、真面目に取り組んでいるということもあります。販路のほうも、インターネットを通じて販売していきたいというような話も事前調査のときに聞き取りもしておりますので、毎年というのもちょっと大変かなというところもありますので、2年ではどうかと思うのですが、よろしくをお願いします。

○会長 今、寺崎委員からご意見ございました。寺崎委員は、今回の調査班で実際に現地、現場を見ております。全員の委員さんが現地を見ていけばよく分かるのですが、調査報告だけで決定するという、そういう面もありますけれども。あれですよ、昔からよく言って、見ると聞くとでは大違いというので、やっぱり実際に自分の目で見ると本当によく分かるわけです。そういう意見、今の意見ございました。

ほかに意見ございましたら。

お願いします。

○25番吉田委員 私の名前が出てきてしまったので、何もしゃべらないわけにいかないのですが、一言しゃべらせていただきますけれども。今回、行くたびに見せてもらって、初めて見たときに、大変ですね、肥料もなくて、木も小さくてどうにもならないので、このまんまではどうにもならないということで、やはりキウイフルーツは5月の15日から20日頃授粉つけをしないと、そのまんまで蜂なんか自動的にというのをしてみてもなかなか大きくなりません。雄花を取って雌花へ、こうにつけるだけで、1つ雄花を取れば20個ぐらい雌花へつけられますから、それをしますと大体倍ぐらいになります。それで、10円玉ぐらいになったときに、今度はホルモン剤ということでつけますと、また倍ぐらいで、大きいやつは大体150グラムから200グラムになります。何もしないと、その3分の1か4分の1でこんな小さいやつがなっただけで終わってしまいます。そういうことで、一回こ

の方が来て剪定はこうにするのだよって。ちょうど冬来たと思うのですけれども、剪定の仕方をちょっと教えて、あとは5月の15日から20日頃の授粉と、あとは10円玉ぐらいになったとき、ホルモン剤をつければこんな大きくなりますよということでした。今回1,300とか1,500なったということですが、県の基準の8割には程遠い、県の基準の2割ぐらいで私ちょっと見たのですけれども、毎年倍々って増えているから、先ほど言った寺崎委員ではないですけれども、私も寺崎委員と一緒に見たのですけれども、木も大分大きくなったし、ちょっと肥料が足りないなと思って、もう少し大きくしたほうがいいのかというふうに私も見させていただきました。

そういうことで、1年ではなく、2年、3年でもいいのではないかというふうな意見も、実際に見た人の中にはそういう意見があったので、私も、できたらそうにしてやったらいいのではないか。息子さんも来て、一緒に草刈りしたり、周りの人には迷惑かけないような状態だったようですので、できればそうにしてやったらいいのではないかというふうに私は思います。

よろしくをお願いします。

○会長 今、吉田委員さんから報告がございました。吉田委員さんのアドバイスがよく効いたのでしよう。そういうことで、大分成長して昨年から見れば随分収量も増えたということで、そんな報告もございました。そういうことで、あれですか。どうしましょう。2年という人もいるでしょうし、3年という人もいるでしょうけれども、そうすれば、2年と3年とどうしようかな。誰か。2年にしたほうがいい、3年にしたほうがいい。

○5番寺崎委員 1年、2年、3年で決めますか。

○会長 そうだよな。ちょっと。

○23番新井委員 ちょっといいですか。23番、新井です。

○会長 はい

○23番新井委員 これは、実際に現地の調査をした人の意見を反映したほうが、決を採るのでなく、そういう方向へ行ったらいいのではないかなと思いますけれども。

○会長 はい。では、現地行って来た寺崎委員さんが2年。

○5番寺崎委員 はい。

○会長 それで、吉田委員さんが3年ということで。

○21番松田委員 周りに迷惑かけていないという面から非常によく管理されているかと思うのです。草だらけになっているようだ、これちょっとまた1年というあれだけれども、ほかに迷惑かかっていないということで2年ぐらいが妥当ではないかと思しますので、いかがでしょうか。

○会長 では、今回班長さんも2年で様子を見てみようというご意見ございました。

皆さんも、それでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、2年ということで事務局、お願いします。



○事務局 すみません、事務局から。そうしましたら、ただいま委員の皆様から2年での更新ということでございましたので、議案書の訂正をお願いいたします。

まずは、議案書7ページの3条の地上権設定の設定期間を、更新日、「令和8年」を「令和7年1月21日」と訂正をお願いいたします。

続きまして、議案書17ページの5条の支柱部分の一時転用申請も同様に「令和7年1月21日」までと訂正をお願いいたします。

○会長 いい。

○事務局 はい、お願いいたします。

○会長 では、ここでちょっと一旦小休止ということで休みます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

先ほどナンバー1が終わりましたので、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地35.48平米と一体利用の計画でございまして。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地29.36平米、雑種地27平米と一体利用の計画でございまして。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが妻の実家近くで自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

7番 契約内容は使用貸借、現在使用している加工所及び直売所が農地法上の許可を得ていないことが判明したため建て替えに伴い是正したいという農業用施設の申請でございまして。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、現在の住居が手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、払下げ予定の公衆用道路15.88平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます転用期間が定められております。転用期間は、令和5年1月10日から令和8年1月9日までの3年間でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件でございます。

20番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー3が関連案件でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地29.91平米と一体利用の計画でございます。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、従業員駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑630平米と一体利用の申請でございまして。

24番 契約内容は売買、板金業を営んでいるが駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

25番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、申請地の2筆が第1種中高層住居専用地域でございまして。

26番 契約内容は売買、隣地で自動車整備工場を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。

27番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の来園者駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。なお、こちらの案件は一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和5年3月31日から令和5年5月16日までの47日間の申請でございまして。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、公衆用道路460.54平米と水路147.36平米と一体利用の計画でございまして。

33番 契約内容は賃貸借、石材店を営んでいるが駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。

34番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地136平米と一体利用の計画でございまして。

35番 契約内容は売買、現在の自宅が県道整備事業で収用されるため代替地として申請地を買い

受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて従業員及び来客者用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和4年12月22日から令和7年12月21日までの3年間の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、石材店を営んでいるが資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和4年12月22日から令和5年5月31日までの約5か月間の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次のナンバー42が一体利用地の関連案件でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきのナンバー41が一体利用地の関連案件でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番は、取下げでお願いいたします。取下げの理由につきましては、さきの3条の地上権設定、議案書10ページ、議案第3号ナンバー12と同様でございます。

45番 契約内容は売買、建築業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます、宅地69.58平米と一体利用の計画でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請と議案書15ページ、議案第4号ナンバー8の4条許可申請が関連案件でございます。

47番 契約内容は売買、申請地を買い受けて境内地として使用したいという境内地の申請でございます、払下げ済みの用悪水路153平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を

設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年12月22日から令和7年12月22日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第3号ナンバー14が関連案件でございます。

49番は、取下げでお願いいたします。取下げの理由につきましては、申請人より共有名義にするため一度取り下げたいとの申出があったためでございます。

50番 契約内容は使用貸借、自宅の出入口として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地971.64平米、山林600平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取下げ2件を除く48件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま第5条の一括説明が終わりました。

それでは、これより、この中で取下げがナンバー44と49、その2件が取下げということでございました。

それでは、皆さんから質疑等をお受けいたします。

別にこれと異議がなければ、この中で3,000平米以上のが3件ありました。ナンバー32、ナンバー45及びナンバー47、これが面積が3,000を超すということで、これは毎回ですけれども、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけです。これは意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。また、それ以外の案件についても許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、議案第6号です。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の次男でございまして、相続開始年月日は、令和4年3月19日でございます。なお、令和4年11月24日に福田敬一農業委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま適格者証明願の説明がございました。

それでは、これより審議に入り、皆さんからご意見等をお受けいたします。

これと異議がなければ、適格として証明しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について。

高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

資料は、左上クリップ留めしてあります「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程新旧対照表」（案）と「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」（案）と「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」（現行）の3つでございます。よろしいでしょうか。

それでは、まず、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。灰色に塗られた部分が新たに加えられる箇所となります。改正の大きな変更点は2つでございます。1つ目は、推進委員の候補者になれない人、欠格条項の規定への追加になります。改正は第4条でございます。こちらの推進委員の候補者になれない人、欠格条項の規定への追加でございますが、以前より、募集の際にお配りする募集要項には記載がございました。ですが、推進委員の委嘱に関する規程に掲載がなかったため、その募集要項にあった候補者になれない人、欠格条項の内容をそのまま推進委員の委嘱に関する規程に追加するものです。

規定を読み上げます。

(1) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者。

(2) 法令等により農地利用最適化推進委員との兼職を禁止されている職にある者でない者。

(3) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第3号に規定する暴力団員等

でない者。

(4) 高崎市職員として地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者でない者。

(5) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者でない者。

(6) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者でない者。

(7) 市税等の滞納がない者となります。

なお、(1)の法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者についてですが、この法とは農業委員会等に関する法律、いわゆる農業委員会法に当たります。内容としましては2つの制限がございます。農業委員会法第8条第4項の規定を読み上げます。

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

1、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

2、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者となっております。

大きな変更点の1つ目は以上となります。

続きまして、大きな変更点2つ目になります。2つ目は、宣誓書兼同意書の追加になります。こちらは、先ほど説明した推進委員の候補者になれない人、欠格条項の案件と関連するものです。別紙の「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」(案)の付箋が貼ってあります、後ろから2枚目の農地利用最適化推進委員の資格に関する宣誓書兼同意書を御覧ください。誓書兼同意書の(1)から(8)については、前回の募集要項にも記載がありました。こちらの項目に該当する方は推進委員に推薦、応募ができません。こちらは、来年2月中旬に予定されております推進委員の推薦書または応募書を提出する際に、新たに追加提出を求めるものとなっております。宣誓書兼同意書の追加の理由としましては、推進委員の欠格条項に抵触するものは、推進委員になることができないことから(1)から(8)の事由に該当していないことを確認していただくとともに、推薦を受ける者または応募者に(1)から(8)の事由に該当していないことを意思表示していただくために設定いたしました。大きな変更点2つ目の説明は以上となります。

その他の変更点について、ご説明いたします。資料は、新旧対照表にお戻りください。新旧対照表1枚目のページをめくっていただきまして2枚目をご確認ください。第7条の変更点、募集の際の広報高崎への掲載についてですが、市の広報誌の名称が変わっても対応できるよう「広報たかさき」から「高崎市広報」へ変更させていただきました。

変更点の説明は以上となります。

なお、農業委員の任命に関する規程及び宣誓書兼同意書については、担当課が農政部農林課とな

ります。今回の変更と同様のものを農林課で作成し、追加する予定となっております。

説明は以上となります。ご審議（協議）のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

今、河野局長補佐から説明がございまして、先日の事前協議で私いなかったのですが、農業をやっていない人は農地利用最適化推進委員になれるのですか、なれないのですかという、そんな質問が出たと思うので、ちょっとそれは説明できる。

○事務局 はい。推進委員になる要件、農業委員会法で定められておりまして、農地利用最適化に熱意と識見を有していることが必要となります。例えばですが、県の技術センターを退職された方とか、そういう営農の指導ができる方は推進委員の活動は可能ですので候補者となります。ただ、一般的には、農業者と農地のマッチング等の現場活動が主な仕事になりますので、多くは農業者の方が該当するかと思いますので、よろしくお願ひします。

○会長 今、事務局から説明がございました。皆さん理解していただきたいと思ひます。

それでは、この規程の一部改正について、これより審議に入ります。

何か質問等ございましてでしょうか。

なければ、改正してもよろしいか伺ひます。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、改正することといたします。

続いて、報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、事務局、係長報告をお願ひします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、こちらにつきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、こちらの通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和4年10月の総会において許可相当としていただいた案件でご



ございます。開発の許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年11月4日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、41ページの59番については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が2件、5条が63件、合計65件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年11月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続きまして、その他ということで。

○事務局 事務連絡としまして、農業委員会の今後の予定につきまして、ご報告いたします。こちらの資料を御覧ください。

会長の冒頭挨拶にありましたとおり、12月27日火曜日、午後2時より令和4年度の後期の農振協議会が、保健センター2階第1会議室で開催をされます。今週中に皆様のところに開催通知と議案書等が送付されると思いますので、よろしく申し上げます。

こちらは、以上です。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第30回の農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時11分 閉会